

電気事業法に基づく使用制限に係る制限緩和措置の運用について②

平成23年6月14日

資源エネルギー庁

これまで制限対象需要家の方々から頂いた御意見を踏まえ、制限緩和措置の運用に関し、新たに下記のとおり整理しました。

1. 基準期間に契約電力を引き上げた場合の緩和措置

基準期間中に契約電力を引き上げたが、契約電力引上げの前提となっていた負荷設備が、工事遅延等の需要家の責めによらない事由（証する書類の添付が必要）により、基準期間以降に導入された場合については、引上げ後の契約電力と基準期間中の使用最大電力の乖離が相当程度ある場合には、告示第5条第1項第6号に該当するものとする。

なお、「乖離が相当程度ある」か否かについては、個別具体的な事例に照らして判断する。

2. 震災後に節電目的で需要設備の受電を停止した場合の緩和措置

東日本大震災後に、電気の需給契約の解除を決定し、実際に解除した需要設備（契約電力50kW以上。以下「特定解除需要設備」という。）については、告示第5条第1項第10号の緩和措置として、以下を講じる。

- 「特定解除需要設備の基準期間の使用最大電力等に0.85を乗じて得た値」を「同一法人（子会社を含む。）の他の需要設備（特定解除需要設備と同一の電力会社の供給区域内にあるものに限る。以下「特定対象需要設備」という。）の使用できる電力の上限」に加算する。

- ただし、上記の緩和措置を適用するに当たっては、以下の書類の提出を求める。
- ✓ 特定解除需要設備に関する以下の書類。
 - 受電を停止したときの契約電力の値を証する書類。
 - 平成23年3月11日以降の取締役会の決議又は執行役の決定に基づくことを証する取締役会の議事録等。
 - 平成23年3月11日以降に受電の停止が行われたことを証する書類。
 - ✓ 特定対象需要設備に関する以下の書類。
 - 特定解除需要設備と同一の一般電気事業者の供給区域内に所在し、かつ、同一法人（子会社を含む。）に属することを証する書類。
 - 特定解除需要設備の製品等の生産調整を特定対象需要設備において行うことを証する書類。
 - 平成23年3月11日以降に新たに需給契約を締結したものではないことを証する書類。
 - 共同使用制限スキームを適用する場合にあっては、スキーム参加事業所に、平成23年3月11日以降に新たに需給契約を締結した需要設備が含まれていないことを証する書類。
 - 告示第5条第1項第9号の緩和措置を適用する場合にあっては、小口需要設備等に、平成23年3月11日以降に新たに需給契約を締結した需要設備が含まれていないことを証する書類。

3. 基準期間において自家発補給電力を使用した場合の緩和措置

基準期間において自家発補給電力を使用した場合には、1時間当たりの常時使用電力に係る使用電力が補正されるため、常時使用電

力に係る「使用できる電力の上限」を「基準期間を含むすべての検針期間における常時使用電力に係る使用最大電力（最大需要電力）の中の最大値」×0.85で算出。

しかしながら、基準期間の検針期間単位でみて、指定時間のすべての1時間値が欠損なく保存されており、かつ、自家発補給電力の使用日時が1時間単位で特定できた場合については、告示第5条第1項第10号の緩和措置として、自家発補給電力を使用した日時を除いた日時の1時間当たりの使用電力の最大値を当該検針期間の使用電力の最大値と扱うこと認める。ただし、当該要件を満たすことを証する書類を添付した上で申請することが必要。